



芦別市住民投票条例 (解説書)

芦 別 市

芦別市住民投票条例(解説書) [目次]

1	住民投票条例Q & A	3
2	住民投票の流れ	4
3	住民投票条例の解説	
第1条	目的	6
第2条	住民投票に付することができる重要課題	6
第3条	投票資格者	6
第4条	住民投票の請求、発議、実施等	7
第5条	住民投票の形式	8
第6条	住民投票の執行	8
第7条	投票資格者名簿の登録	8
第8条	投票の方法	8
第9条	無効投票	9
第10条	情報の提供	9
第11条	住民投票の成立要件等	9
第12条	投票結果の告示等	10
第13条	住民投票の請求の制限期間	10
第14条	規則への委任	10
	附則	10

1 住民投票条例Q & A

住民投票条例って何ですか？

住民投票は、色々な市民参加の方法のなかでも、住民意思を確認するための最終手段で、まちづくりのうち市が直面する将来に関わる重要な課題について賛成または反対を問うときに住民による投票を行い、住民の意思を明確にするものです。

芦別市まちづくり基本条例第14条で住民投票に関する内容を定めていますが、住民投票条例では、住民投票を実施する際の具体的な内容や手続、その他必要な内容を定めています。

住民投票を請求することができる市が直面する将来に関わる重要な問題とは何ですか？

市町村合併の問題など市のこれからを大きく左右するもので、市を二分する大きな問題が該当します。

住民投票を請求する場合の年齢・居住要件やその請求手続はどうなっているの？

満18歳以上の日本人で、引き続き3か月以上芦別市の住民基本台帳に記載されているかたに投票資格があります。

また、投票資格を持っている人の6分の1以上の署名を集めて市長に請求します。

なお、住民投票は、一定の要件を満たすことにより、議会からも請求することができます、市長自らの意思で行ったりすることもできます。

詳しい流れは、次のページにあります「住民投票の流れ」をご覧ください。

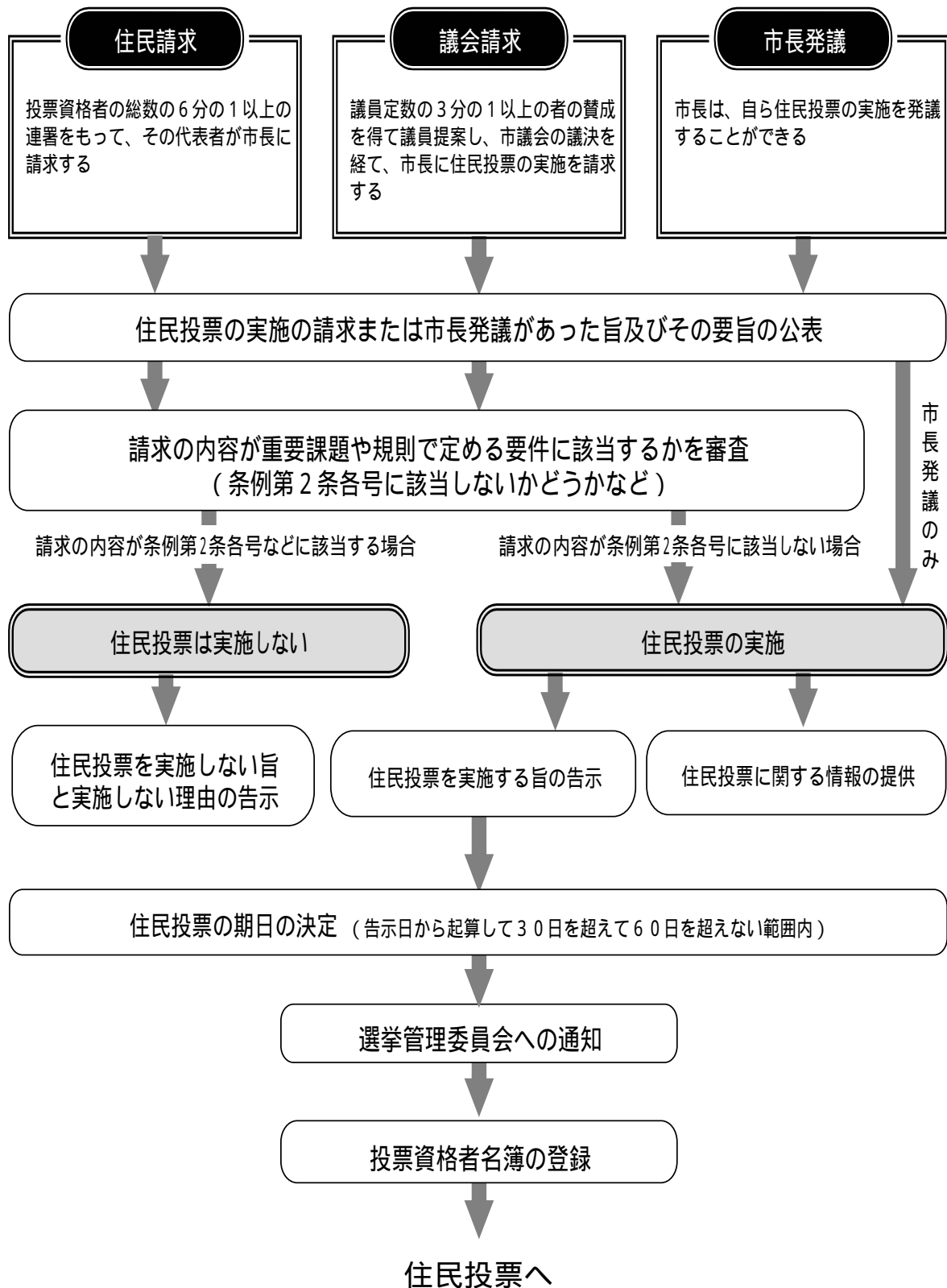
住民投票を実施するかどうかの最終判断は誰がするの？

一定の要件を満たした市民や議会からの住民投票の請求は、市長が重要課題かどうか、規則で定める要件に該当するかどうかを審査のうえ、市長が住民投票の実施の有無を判断します。

住民投票の結果は、まちづくりにどう反映されるの？

住民投票の結果に法的な拘束力はありませんが、市長は、住民投票によって示された住民の意思を最大限尊重することとしています。

2 住民投票の流れ



住民投票（×方式二者択一）

（住民投票の実施の告示があった日から2年が経過するまでの間は、同一の事案またはこの事案と同様の事案については行うことができない。）

投票者数が投票資格者の2分の1未満の場合

投票者数が投票資格者の2分の1以上の場合

不成立

成立

開票その他の作業を行い、その結果を公表

・成立、不成立及び投票結果の告示
・成立、不成立及び投票結果の請求代表者（住民請求の場合に限る。）及び市議会議長への通知

住民投票が成立した場合

市長は住民投票の結果を最大限尊重する。
（まちづくり基本条例第14条第3項）

《 参 考 》

まちづくり基本条例第14条（住民投票）の抜粋

（住民投票）

第14条 市内に住所を有する者（以下「住民」といいます。）は、まちづくりのうち市が直面する将来にかかわる重要課題（以下「重要課題」といいます。）について、住民投票を実施するよう、市長に求めることができます。

2 市長は、住民投票の求めがあったときは、重要課題かどうかを十分に検討したうえで住民投票を実施するかどうかを判断します。

3 市長は、住民投票の結果を最大限尊重します。

4 市長は、住民投票を実施するにあたっての方法、手続その他必要な事項については、別に定める条例で整備します。

3 住民投票条例の解説

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市が直面する将来にかかわる重要課題について、住民による直接投票（以下「住民投票」という。）の制度を設けることにより、これによって示された住民の総意をまちづくりに反映し、もって公正で民主的なまちづくりの運営及び住民の福祉の向上を図るとともに、住民のまちづくりへの参加を推進することを目的とする。

〔解説〕

この条例は、地方自治の本旨である「住民自治」を実現するため、また、まちづくり基本条例第14条第4項の規定に基づく「別に定める条例」について、直接住民の意思を問うために行う住民投票に関して、実施に関する具体的な手続その他必要な事項を定めるものです。

住民投票については、直接請求に膨大な住民エネルギーを消耗することを避けるため、制度として確立し、住民の権利として明確に位置づけることが重要であると考えます。

(住民投票に付することができる重要課題)

第2条 住民投票に付することができる重要課題とは、住民に直接賛否を問う必要があると認められる事項であって、市及び住民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 市の財務に関する事項

〔解説〕

住民投票を行うことができる事項を具体的に列挙できればわかりやすいのですが、例えば、合併などの具体例を挙げてしまいますとそれ以外のものについてはできなくなってしまうことになり、どうしても具体性のない規定にならざるを得ません。よって、除外項目を列挙する規定で対応しています。

住民投票の対象は、可否を問うかたちで明確に意思表示をできるものであることが望ましく、事業を遂行するための要素であり、複雑な選択肢を持つ市の財務のような課題は議会等でこそ熟慮されるべきものと考えます。

(投票資格者)

第3条 住民投票の投票資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記載されているものとする。

〔解説〕

地方自治法における直接請求対象者要件として、地方自治法第74条第1項において「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者」と規定していますが、本条例では、18歳以上の日本人を対象者要件としています。

（住民投票の請求、発議、実施等）

- 第4条 投票資格者は、重要課題について住民投票の実施を請求（以下「住民請求」という。）しようとするときは、規則で定めるところにより、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者（以下「請求代表者」という。）から市長に対して書面により行わなければならない。
- 2 議会は、議員の定数の3分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された重要課題について、市長に対して書面により住民投票の実施を請求（以下「議会請求」という。）することができる。
 - 3 市長は、重要課題について、自らの意思で住民投票を発議することができる。
 - 4 市長は、住民請求及び議会請求があったとき、並びに前項の規定に基づき自ら住民投票を発議したときは、直ちにその要旨を公表しなければならない。
 - 5 市長は、住民請求及び議会請求があったときは、重要課題及び規則で定める要件に該当するかどうかを審査し、これに該当すると認めるときは、住民投票を実施しなければならない。
 - 6 市長は、前項の規定による審査により、重要課題及び規則で定める要件に該当しないと認めるときは、請求代表者及び議会にその理由を示さなければならない。
 - 7 市長は、住民請求及び議会請求により住民投票を実施するとき、又は実施しないとき、並びに自ら住民投票を実施するとき、直ちにその旨を告示しなければならない。
 - 8 市長は、前項の規定による告示をした日から起算して、30日を超えて60日を超えない範囲内において住民投票の投票期日を定め、住民投票を実施するものとする。

〔解説〕

- (1) 請求要件については、「ハードルが高すぎる」と活用が困難となり、逆に「ハードルが低すぎる」と請求乱発による市政の混乱を招くものと思われます。
そのため、重要課題の判断を求める住民投票実施請求を規定した法律上のものとして、市町村の合併に関する法律第4条第11項の市町村の合併における法定協議会設立請求に必要な要件として規定されている6分の1以上の署名としました。
また、この住民投票制度は、あらかじめ議会の議決を得た「請求要件」や「対象事項」など一定条件を満たした場合には住民投票を実施することを条例化しようとするもので、直接請求制度と違い議決を必要としません。
- (2) 「30日を超えて60日を超えない範囲内」としたのは、①投票及び開票の準備に時間を要する②市民に賛否の判断をするために必要な「情報提供を実施する時間」と「市民が考える時間」を十分にとる必要がある③投票資格を有するものについては、3ヶ月の居住要件を課しており、一時的に有資格者になることを目的とする転入を防ぐため、3ヶ月を超えない範囲で住民投票を実施する必要があるなどの理由によるものです。
他市町村では、90日以内と規定しているところもありますが、地方自治法第261条に規定する「特別法制定に対する住民投票」期日の規定が「31日以後60

日以内」であるため、この規定を準用しました。

(住民投票の形式)

第5条 住民投票に付する事案は、二者択一で賛否を問う形式のものでなければならない。

〔解説〕

投票の形式については、二者択一で賛否を問う形式とします。これは、課題をできる限り単純化して提示することにより、住民の判断を明確に反映させようとするものです。

(住民投票の執行)

第6条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任することができる。

3 市長は、前項の規定により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任したときは、第4条第7項の規定に基づき行った告示の内容を当該選挙管理委員会に通知しなければならない。

〔解説〕

住民投票の手続等の実務は選挙とほぼ同様であるため、選挙と同じように選挙管理委員会に委任することができることで、住民負担の軽減と行政効率の向上を図ります。

(投票資格者名簿の登録)

第7条 市長は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿を調製する。

2 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票することができない。

〔解説〕

投票資格者名簿の調製や保管は、選挙管理委員会が行います。

投票資格者名簿は、住民投票を実施する都度調製するのではなく、登録・変更・抹消などを加えることにより期間を限らず効力を有するものとし、住民投票を実施する際には常にこの名簿を使用します。これは、選挙における永久選挙人名簿の制度に準じるものです。

(投票の方法)

第8条 住民投票は、1人につき1票に限り、無記名で行うものとし、投票の秘密は侵されることのないようにしなければならない。

2 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票期日の

- 当日に、自ら投票所に行き、投票しなければならない。
- 3 投票人は、事案に賛成するときは投票用紙の投票欄に○の記号を、反対するときは投票用紙の投票欄に×の記号を自ら記載しなければならない。
 - 4 前2項の規定にかかわらず、投票期日の当日に投票所に行くことができない投票人、○又は×の記号を自ら記載することができない投票人等に係る不在者投票、代理投票その他の投票の方法については、別に規則で定めるところによる。

(無効投票)

第9条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○又は×の記号以外の記号を記載したもの
- (3) ○又は×の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○及び×の記号のいずれも記載したもの
- (5) ○又は×の記号のいずれを記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

〔解説〕

無効投票の基準については、公職選挙法第68条第1項において、衆参両議院議員の選挙以外の選挙の投票についての無効投票を規定していることから、本条例についても、その規定を準用しています。

(情報の提供)

第10条 市長は、住民投票を実施するときは、当該住民投票に関する情報を住民に対して提供するものとする。

〔解説〕

住民投票における行政の役割、そして市長の役割は、まずは賛否に偏らない立場からの情報提供であり、あるいは賛成反対両派が議論を戦わせる土俵作りやその議論を公平に運営する役割に徹するべきだと考えます。

(住民投票の成立要件等)

第11条 住民投票は、一つの事案について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。

- 2 前項の規定により、投票資格者数の2分の1に満たなく、住民投票が成立しない場合であっても、開票作業その他の作業を行い、その結果を公表するものとする。

〔解説〕

成立要件として「2分の1に満たないときは、成立しないものとする」とした理由は、

「住民の総意」の把握という視点から50%を超える投票率は最低でも必要であるとの考え方からです。ただし、成立しない場合にあっても、住民の意思を確認し、公表することは、必要と考え、開票作業は行うものとしたところです。

（投票結果の告示等）

第12条 市長は、前条第1項の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、その内容を直ちに請求代表者（住民請求による住民投票の場合に限る。）及び議会の議長に通知しなければならない。

〔解説〕

住民投票の結果に関しては、公職選挙法の例（第102条においては、選挙の結果は、投票結果の告示の日から効力を発する。）と同じように告示によって効力を発するものであり、住民投票の結果によって得られた民意を参考にして投票に付された課題の結論を導くこととなります。

（住民投票の請求の制限期間）

第13条 住民投票の実施の請求は、前条の規定による告示がされた日から2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案についてこれを行うことができない。

〔解説〕

同一の事案又は当該事案と同旨の事案についての制限期間を設けた理由は、次のとおりです。

- ① 住民投票の状況や条件によほどの変化がない限り、いったん示された「住民の総意」が大きく変わるということは考えにくい。
- ② 住民投票の結果は尊重されるべきものであり、短期間に行われる再請求は投票結果を否定するものと考えられるため。

（規則への委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日（平成20年10月1日）から施行する。

芦別市民憲章

(昭和43年9月20日制定)

明治の代、今の常磐町に第一のくわ音が立ちました。芦別誕生のうぶ声でした。それから代々の人たちが努力を重ね、美しい郷土をつくりました。

それをたたえ感謝するとともに、さらに立派にして次代へ渡したいものです。私たちは、この憲章をかかげて、日常生活の心がまえといたしましょう。

明るい家庭をつくり こどもに夢と誇りを持たせましょう

人間の尊さを知り 社会のきまりを守りましょう

郷土の自然を愛し 豊かなまちをきずきましょう

思いやりと親切で 住みよいまちにいたしましょう

教養を深め 体力を養い 文化の輝くまちをつくりましょう

平成 20 年 7 月

発行 芦別市
〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地
TEL (0124) 22-2111 FAX (0124) 22-9696
E-mail : kikaku@city.ashibetsu.hokkaido.jp
<http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp>

編集 芦別市総務部企画課まちづくり推進係